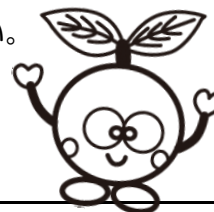


宇治田原町に転入される方へ

1 転入された日から14日以内に下記のものを持参して、転入の手続きを行ってください。

①前住所地発行の転出証明書 ②印鑑 ③身分証明書(運転免許証等)



2 次の表に該当する方は、それぞれ手続きを行ってください。

制度名	対象	担当課	宇治田原町での手続き
印鑑登録	必要な方	税住民課 戸籍住民係 88-6634 【1階窓口②】	新たに印鑑登録の手続きを行ってください。顔写真入りの身分証明書と印鑑が必要です。
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	お持ちの方		住所変更及び継続利用手続きを行ってください。暗証番号が必要です。
原付バイク(125cc以下)	お持ちの方	税住民課 住民税係 88-6633 【1階窓口②】	ナンバープレート・標識交付証明書・印鑑を持参して、定置場変更の手続きを行ってください。
介護保険	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の方 ・40～65歳未満で要介護認定を受けている方 	福祉課 88-6635 【1階窓口③】	資格取得の手続きをしてください。転入前の市区町村で要介護・要支援認定がある方は、「介護保険受給資格証明書」を持参して転入日から14日以内に認定を引継ぐ手続きをしてください。
身体障害者手帳	お持ちの方		手帳・印鑑をご持参の上、住所の変更手続きを行ってください。
国民健康保険	職場の健康保険に加入している方、生活保護を受けている方、後期高齢者医療制度に加入している方以外のすべての方	健康対策課 88-6610 【1階窓口④】	加入の手続きを行ってください。
後期高齢者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の方 ・一定の障がいがある方で認定を受けた65歳以上の方 		「負担区分等証明書」と印鑑を持参して、資格取得又は資格変更の手続きを行ってください。
福祉医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯の方 ・身体障害者手帳1級、2級または3級をお持ちの方 ・療育手帳AまたはB1をお持ちの方 		対象であることが確認できるもの（身体障害者手帳等）、前年中の所得が確認できるもの（所得証明書等）と健康保険証・印鑑を持参して、受給資格の手続きを行ってください。
子育て支援医療	0歳～中学3年生のお子様がいる世帯		健康保険証・印鑑を持参して、受給資格の手続きを行ってください。
児童手当	0歳～中学3年生のお子様がいる世帯	子育て支援課 88-6636 【1階窓口⑤】	転出予定日の翌日から15日以内に手続きを行ってください。
水道の開栓	必要な方	上下水道課 88-3337 【2階窓口⑥】	担当課へお問い合わせください。
飼い犬の手続き	生後91日以上のお犬を飼っておられる方	建設環境課 88-6639 【2階窓口⑧】	飼い犬の所在地、所有者住所等の変更手続きを行ってください。
転校手続き	公立小中学校に通う児童生徒の保護者	学校教育課 88-6612 【2階窓口⑩】	担当課へお問い合わせください。